**利益相反指針施行開始の案内**

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

平成27年6月に開催された第88回日本ハンセン病学会総会において日本ハンセン病学会医学研究の利益相反（ＣＯＩ）に関する指針、細則が承認され、附則にて、平成27年１月３０日から１年間の試行後に施行することになりました。したがって、平成28年1月30日より施行することになりますので、日本ハンセン病学会演題発表時および日本ハンセン病学会誌論文投稿時には、次の指針、細則の定める方法、様式を用いて、ＣＯＩに関する自己申告を行ってください。（各様式は学会ホームページからダウンロードできます）

 これらのあとに、指針、細則を掲載する。